



平成 2 6 年 第 5 回  
本別町議会臨時会会議録

自 平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日  
至 平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

本 別 町 議 会

# 平成26年本別町議会第5回臨時会会議録

平成26年11月25日（火曜日）午前10時00分開会

## ○議事日程

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                         |
| 日程第 2 |        | 会期決定の件                             |
| 日程第 3 |        | 諸般の報告                              |
| 日程第 4 | 議案第74号 | 平成26年度本別町一般会計補正予算(第14回)について        |
| 日程第 5 | 議案第75号 | 平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 6 | 議案第76号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について               |
| 日程第 7 | 議案第77号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について        |
| 日程第 8 | 発議第3号  | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について   |

## ○会議に付した事件

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                         |
| 日程第 2 |        | 会期決定の件                             |
| 日程第 3 |        | 諸般の報告                              |
| 日程第 4 | 議案第74号 | 平成26年度本別町一般会計補正予算(第14回)について        |
| 日程第 5 | 議案第75号 | 平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 6 | 議案第76号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について               |
| 日程第 7 | 議案第77号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について        |
| 日程第 8 | 発議第3号  | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について   |

## ○出席議員（12名）

- |    |     |        |     |     |       |
|----|-----|--------|-----|-----|-------|
| 議長 | 12番 | 方川一郎君  | 副議長 | 11番 | 林武君   |
|    | 1番  | 矢部隆之君  |     | 2番  | 藤田直美君 |
|    | 3番  | 篠原義彦君  |     | 4番  | 大住啓一君 |
|    | 5番  | 山西二三夫君 |     | 6番  | 黒山久男君 |

7番 小笠原 良 美 君

9番 高 橋 利 勝 君

8番 方 川 英 一 君

10番 阿 保 静 夫 君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	黒 田 匡 君	総 務 課 長	大和田 収 君
老人ホーム所長	岩 城 幸 宏 君	国保病院事務長	毛 利 俊 夫 君
総務課長補佐	三 品 正 哉 君	教 育 長	中 野 博 文 君

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	鷺 巢 正 樹 君	総務担当主査	松 本 恵 君
---------	-----------	--------	---------

(午前 10 時 00 分)

---

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成 26 年第 5 回本別町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって小笠原良美君、山西二三夫君、及び大住啓一君を指名します。

---

◎日程第 2 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第 2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

---

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告第 16 号専決処分報告、平成 26 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 回）について報告を求めます。

岩城老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（岩城幸宏君） 報告第 16 号専決処分報告。平成 26 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 回）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ2億7,327万円とするものであります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款1項1目寄付金1節一般寄付金の20万円の補正は、本別町柏木町にお住いの〇〇〇様からの寄付金でございます。

歳出ですが、寄付者の意向によりまして介護材料及び施設等備品といたしまして、加湿器21台、体位変換パッド5個及び医療機器のパルスオキシメーター、いわゆる血液中の酸素濃度を計測する機器1台の購入に充てるものであります。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成26年8月分、及び9月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第74号

○議長（方川一郎君） 日程第4 議案第74号平成26年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第74号平成26年度本別町一般会計補正予算（第14回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、個性あるふるさとづくり寄付金の補正が主な内容であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,296万1,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。10款1項1目1節地方交付税147万円の補正は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

17款1項1目寄付金1節総務費寄付金134万3,000円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、本別町上本別、小川グループ親睦会様から2万2,517円、本別町西美里別にお住まいの〇〇〇様から10万円、その他109件で122万円となっており、この109件すべて町外の方からの指定寄付金でございます。なお、お名前、住所、寄付金額につきましては割愛をさせていただきます。

ここで、寄付状況について申し上げます。この個性あるふるさとづくり寄付条例は、

平成18年4月からの運用であります。今回のように町外の方がふえた要因は、本年4月から開始しましたふるさと納税に対する特産品の提供によるものと考えております。

11月13日現在で、寄付金納入件数124件、寄付金額は298万2,517円となっております。

地域別に見ますと、町内の方が5件、十勝管内2件、道内8件、道外が109件となっております。

4月から8月ごろまでは、帯広市本別会、東京本別会、札幌本別会等、本別に縁やゆかりのある方からの寄付が主なものでしたが、9月に入りまして、ふるさとチョイスというサイト、これは、ふるさと納税専門サイトがあります。この更新後、今回の補正のほとんどが全国各地からのインターネットの情報による申し込みとなっております、特産品の提供の効果によるものと判断しているものでございます。

次の2節民生費寄付金6万3,000円の増額補正は、養護老人ホーム指定寄付金として、本別町仙美里元町にお住まいの〇〇〇〇〇様からの指定寄付金であります。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費147万円の補正は、ふるさと納税として個性あるふるさとづくり寄付金がふえたことによる特産品の購入によるものです。現在、特産品をキレイ豆セット、納豆詰め合わせ、そのほか季節に応じたアスパラ、じゃがいも等8種類の贈答メニューを用意しておりますが、寄付者の希望選択により贈答しております。

当初予算20万円でしたが、既に12万円を支出しており、今回の寄付をされた方への贈答と今後の見込みにより増額するものであります。

なお、寄付金額に対する特産品の提供額は、現在のところ約25パーセントの割合となっております。

次の25節積立金134万3,000円は、寄付者の意向により、基金への積み立てに充てるものでございます。

次の3款民生費2項老人福祉費2目養護老人福祉施設費18節備品購入費6万3,000円の補正は、老人ホームの冷蔵庫1台を更新するもので、寄付者の意向により寄付金で賄うものであります。

以上、平成26年度本別町一般会計補正予算（第14回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第74号平成26年度本別町一般会計補正予算(第14回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号平成26年度本別町一般会計補正予算(第14回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第75号

○議長(方川一郎君) 日程第5 議案第75号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利国保病院事務長。

○国保病院事務長(毛利俊夫君) 議案第75号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、2名の方からの寄付金の受け入れに伴い予算提案を行うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入第7項寄付金を220万円増額し、資本的収入の総額を7,396万5,000円とするものでございます。内容は、本別町勇足229番地にお住いの〇〇〇〇様から200万円、本別町西勇足142番地にお住いの〇〇〇〇様から20万円、以上2件の寄付金を受け入れるものでございます。

支出では、第1款資本的支出第3項投資を220万円増額し、資本的支出の総額は1億455万7,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てるものでございます。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略をさせていただきます。

以上で、平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2回)の説明

とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、資本的収入及び支出とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第75号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号平成26年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第76号

○議長（方川一郎君） 日程第6 議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職の職員の給料月額、勤勉手当及び通勤手当の支給率等改定の必要が生じ、職員組合の合意を得ましたので、提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。1点目の給与改定は、民間給与との格差0.27パーセントを埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら改定率、平均0.3パーセントを引き上げる改定であります。

2点目は、勤勉手当の改定で、勤勉手当を0.15カ月分引上げ、年間の支給月数を3.95カ月から4.10カ月とする内容であります。

3点目は、通勤手当の改定で、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ1000円から7,100円までの幅で引き上げる内容であります。

実施時期は、勧告どおり給与改定及び通勤手当は、平成26年4月1日に遡及し、勤勉手当は平成26年12月1日とするものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第3項第2号中「4,100円」を「4,200円」に改め、同項第3号中「6,500円」を「7,100円」に改め、同項第4号中「8,900円」を「10,000円」に改め、同項第5号中「11,300円」を「12,900円」に改める。

この第9条の4第3項は、自宅から勤務地までの職員の通勤手当であります。

第9条の4第4項第1号中「13,700円」を「15,800円」に改め、同項第2号中「16,100円」を「18,700円」に改め、同項第3号中「18,500円」を「21,600円」に改め、同項第4号中「20,900円」を「24,400円」に改め、同項第5号中「21,800円」を「26,200円」に改め、同項第6号中「22,700円」を「28,000円」に改め、同項第7号中「23,600円」を「29,800円」に改め、同項第8号中「24,500円」を「31,600円」に改める。

この第9条の4第4項は、任命権者の発令により町外へ通勤する職員の通勤手当であります。

第15条の3第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

この第15条の3第2項第1号は職員の勤勉手当であり、第2号は再任用職員の勤勉手当であります。

別表第1並びに別表第2イ及びウを次のように改める。

別表第1（第3条関係） 別添。

別表第2（第3条関係）イ 別添。

別表第2（第3条関係）ウ 別添。

これは、今回の改定に伴う給料表で、平均0.3パーセントのプラス改定であり、別表での説明は省略をいたします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

この第15条の3第2項第1号は職員の勤勉手当であり、第2号は再任用職員の期末手当であります。平成27年4月1日からは6月と12月に振り分けた内容であります。

次のページをお願いいたします。

附則。

第1条の規定の施行期日。

第1項、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第15条の3の改正規定は平成26年12月1日から施行する。

第2条の規定の施行期日。

第2項、この条例中第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

この改正に伴います26年度の影響額は、給料が全会計で225万4,000円、うち一般会計で126万4,000円、勤勉手当の影響額は、全会計で1,301万9,000円、うち一般会計で711万3,000円、通勤手当が全会計で26万2,000円、うち一般会計5万8,000円の見込であります。

なお、予算の調整につきましては、12月の定例議会で提案をいたします。

以上、議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 1点だけ、お伺いします。

現在の本別町のラスパイレス指数は、幾つになっているかお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 97.4パーセントとなっております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第77号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第77号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 議案第77号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどの職員の給与に関する条例の一部改正で説明をいたしました。人事院勧告に伴い、平成26年12月に支給する常勤特別職の期末手当を0.15カ月分増とし、年間支給月を3.95から4.10に改定する提案であります。

この改正に伴います影響額は、教育長を含めまして28万9,000円を見込んでおります。

それでは、改正条文に沿って説明をさせていただきます。

括弧書きの朗読は省略させていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の190」を「100分の197.5」に改め、同項第2号中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附則。

この条例中第1条の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

以上、議案第77号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 常勤特別職の部分でございしますが、今、町長の給与は74万7,000円というように認識してございしますが、この額は、十勝管内の首長の中でどのぐらいの位置にあるのかお知らせいただきたい。

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時27分）

再開宣告（午前10時30分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 遅くなり申し訳ございません。

十勝管内町村で6番目となっております。以上です。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 難しい質問だったかと思いますが、今回、手当での分の含めて上げるということでございますが、手当での入った額、年間の部分でも6番目ということで、同時期の比較ではよろしいですか。

○議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

常勤特別職の報酬関係につきましては、まず報酬については、御承知のとおり職員の削減に合わせてですね、議員さんの報酬も合わせて相当引き下げたままの状態を維持しております。今回上げるのは手当の部分でございますが、手当につきましては、今、十勝管内でも最終的には出ておりませんが、おおむね人勸、職員に合わせて引き上げるという方向で今、進んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 副町長から、おおむね管内の町村もというような話してございましたが、今、臨時会等でマスコミ等でも私ども承知してございますが、私が聞いているのは、その各町村の議会が始まる前、ようするに年間総所得が6番目で同じですかという聞き方でございますので、その辺を再度、確認をさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 常勤特別職の部分につきましては、今、手当については役職加算を15パーセントカットした状況にありまして、この手当でも含めた全体の金額はどれぐらいになるかというのはですね、ちょっと私の手元には資料はございません。以上でございます。

○議長（方川一郎君） 質疑の回数は3回過ぎていきますけど、認めます。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今、副町長からいろいろ役職加算云々等々も入っているということで、なかなか難しいというような答弁かと思いますが、今、数字がないという内容でございますけれども、特別職のこの部分の条例を改正してということでございますので、その程度の数字は、今、議会が動いている云々は別にしましてですね、その部分の数字は持っているということに私どもは認識してございますので、若干時間がかかっても構いませんので、この場にて、提示を求めるものでございます。

○議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

○副町長（砂原勝君） 私のほうがちょっと勘違いして受け止めたかもしれませんが、十勝管内の状況を今、比較することは他の内容について、流動的な要素がございますから、そこはまだお示しはできないということでございます。

そして、今回の条例改正によります数字等につきましては、総務課長のほうからお

示しをさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君） 町長、月額給与74万7,000円でございます。これに伴いまして今までは年収で、手当分だけで306万2,700円と、今度4.1になりますと、そのようになります。十勝管内を比較しますと、十勝管内報酬、それから町村で手当の月数も変わります。合わせて役職加算の分もありますので、今ここでこの数字、何番目ということは、ちょっと提供することは難しいと考えております。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第77号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 発議第3号

○議長（方川一郎君） 日程第8 発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原良美君、御登壇ください。

○7番（小笠原良美君）〔登壇〕 発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

条例の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月100分の205」を「12月100分の220」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月100分の190」を「6月100分の197.5」に、「12月100分の220」を「12月100分の212.5」に改める。

附則。

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するものでございます。

提案の理由といたしまして、人事院の給与に関する勧告に伴い、一般職の勤勉手当及び常勤特別職の期末手当の改定を行うことにより、議員の期末手当についても改正する必要が生じたので本条例を提案いたしました。

議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

大住啓一君。

○4番（大住啓一君） 今、小笠原議員から提案理由の説明がございましたが、最後のページにも提案理由は書いてございます。一般職、常勤特別職の云々ということでございますが、議会として、ほかに町民の皆さんに説明できる理由があるのかないのかお尋ねいたします。

○議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

○7番（小笠原良美君） 大住議員も御承知とは思いますが、議会改革、それから活性化の取り組みを行っている中で、議員の報酬、期末手当については、年に一度開催しております町民懇談会の中で改正した部分などを報告をしながら御意見を伺っております。今回につきましてはですね、急にと申しませうか、期間があまり少のうございますので、これを町民懇談会にもかかりませんでしたけれども、そういう形で行ってきているということを御理解いただきたいと思いますし、今後につきましてもこの方向で進めて行くという考えでおります。

なお、議会運営委員会の中で、議会改革活性化に向けての議論を現在も行っているところでありまして。議員報酬、期末手当については、現在の金額及び支給割合について適正なのかどうかを含めて協議をしているところでもあります。

今後、議員の皆さんの御意見を集約しながら検討し、具体的にまとまった段階でその方向に進んでいきたいとも考えております。以上でございます。

○議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

○4番（大住啓一君）〔登壇〕 この条例に対する提案理由は今、小笠原議員からもありましたし、質問もさせていただきました。今、質問させていただいた中で、町民の皆さんとの懇談会、例年4月ごろ行っているようでございますが、その中で活性化云々についても説明を求めていくというような内容かと思えます。これは、町民の皆さんからみると全く逆の話でありまして、ことし4月に消費税も税率も上がっている、農業関係についても大きな所得がなかなか望めない状況下にあるような話しも出ておりますし、人口減によります商店街におきましても大変な状況となっているものと認識しております。この時期に、町民の皆さんに相談もなく、報告もなく議員の手当てを一般職、特別職と同等の率で上げていくというのは、町民の皆さんに対する目線が全く違うのではないかと私は思っております。まして、この7月に私ども12人は町民の皆さんの付託を得てこの議場にいるわけでございますから、今、この時期でなく、町民の皆さんと懇談会等々を経た中で進めていくべきと私は思っているところでございます。先ほど申しましたように町民の皆さんあつての議会でございますし、本別町でございます。ここは議員皆さんの英断を私のほうからお願い申し上げまして反対の討論とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋利勝君、御登壇ください。

○9番（高橋利勝君）〔登壇〕 賛成討論をさせていただきます。

私は、議員報酬は議員活動の対価だと思っています。期末手当につきましては、今日まで人事院勧告に準じて、さらには職員や特別職に準じてその状況の中で引き下がりたり引き上げたりしてきました。その意味では今回の期末手当の引き上げにつきましては、職員につきましては勤勉手当ということであつておられますが、本別町議会におきましても定数削減に伴い、一人一人の議員の担う役割というものがふえ、確実に議員活動の日数がふえています。そういう意味では私は今回の引き上げについては適切だと思えます。

もう1点、今、お話しがございましたが、町民の皆さんの生活が大変厳しいということでございます。私もそのように思っています。今、お話しありましたように商店街は都市周辺の大店舗の進出、さらにはチェーン店の進出などで大変厳しい状況にあることも承知しております。また、働く人々にとってみれば非正規社員として安い賃金で働かされていることも認識しています。高齢者の皆さんも、これは全体的に言えますけど、消費者への増税、さらには年金の切り下げ、一方で介護サービス料、医療費

の個人負担の増ということなどなどありますが、こうした要因というのは明らかに社会的な問題でありまして、私たち政治を担っているものがこうした問題について解決していくことこそが町民の皆さんの生活を少しでも向上していくものにつながると思っています。したがって、私たちはその努力をすれば、私は町民の皆さんに理解をされると信じ賛成とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第5回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前11時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年11月25日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 小笠原 良 美

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 大 住 啓 一